

天下りのための指定管理？

そもそも指定管理者制度という意味不明な言葉で、国民は思考停止させられる。

公の施設というものは、元々民間の自由競争社会の中では経営が成り立たないので、政治的配慮から全ての市民に開かれ、特に弱い立場を配慮した、施設である。学校、図書館、公民館、体育館などなど。

特に学校や図書館など、目先での利益は見込めない。教育という未来社会に還元される利益のための施設である。

市民はそこに税金が使われることを承知している。（無駄遣いは困るが……）

そこでおかしな論理が登場した。公務員が公の施設の経営に携わると人件費がかかりすぎるから、民間活力で経費を削減する。と。

公務員と民間人は人種が違う。民間人は安い給料でこき使っていいと考える奴隸制度時代のような考え方。

役所も議会も指定管理制度の意味も分からぬまま、市役所直営時代と全く仕組みを変えないまま、指定管理者制度に移行した。

文化会館・復興アリーナ・陸上競技場・体育馆・図書館などの指定管理を引き受けている「教育文化振興事業団」は元々島原市の外郭団体で税金で運営されている。島原城管理の「島原城振興協会」も同様である。

これまで、文化事業団理事長は教育長が兼務（無報酬）、島原城理事長も副市長が兼務（無報酬）だったのを、理事長ポストを新たに設置し、その人件費分余計に金がかかるようになった。執行部の長である事務局長、各施設の場長館長は市役所のOBでほぼ独占されている。その採用方法はきわめて不透明で大きな問題になっている。

※一般職員の採用は公募の形を取るようになったが、選考の公平性は説明不足のまま。

これまで市役所の推薦を参考に選考採用（理事会に報告も無し）だった管理職クラスも、ようやく公募に切り替えたようだが、市民の不信感は諦めに近いものになっている。

メンツと出来レースの指定管理

2011年6月定例議会で、有明美人の湯（温泉施設）を含む公の施設有明福祉センターを指定管理させるために、美人の湯の使用規定を条例にする議案が出た。これまでの規定は市役所の一部だから年末年始は休みになっていたのがそのままだ。

総務委員会では「ゆとりぎの湯」だって年末年始は営業しているのだから、年末年始は開業してはどうかと提案があった。条例には特例条項があって、特に市長が認めた場合は変更できるとなっているから、条例はそのままでも営業できないことはないと市長与党に原案可決で押し切られた。

ところが、市当局は「年末年始は営業」に修正したいと異例の提案をしてきた。かくして総務委員会再招集となつたが、既に原案可決後なので、本会議において取り下げ廃案として、再提出しなければだめだと分かるや、

本会議場でテレビ放映されて取り下げの恥をかいてまでやることはないと修正を撤回した。（年末年始は開けさせますとの口約束）

有明福祉センターは1階大部分を既に社会福祉協議会有明分室に貸してあるから、指定を受けるのは社会福祉協議会しか考えられない。案の定、公募にもかかわらず、社会福祉協議会1社のみの応募で、一応選定審査が行われ、評価点4割ほどの最低最悪の評価を貰いながら指定を受けたのでした。

そしてその契約条件では、年末年始は条例どおり（原則休業）。市長特例を使って、営業とするなら、最低契約段階で「年末年始は営業」を提示しなければ、応募する団体にも覚悟があるだろう。

あらかじめ社会福祉協議会という身内を予定していたからどうにでもなるという腹か。